

第 19 回福祉ふれあいフェスティバル出展の留意事項

開催日時：令和 7 年 10 月 19 日（日）午前 9 時 30 分～午後 3 時

開催場所：みなかみ町保健福祉センター（群馬県利根郡みなかみ町月夜野 1 1 8 番地）

申込期限：令和 7 年 8 月 8 日（金）

1 趣旨・目的

地域での福祉課題に対応した活動を、地域の住民に知ってもらう機会、また、地域活動への参加のきっかけとなるようにするとともに、属性や世代の垣根を超えた運営者を含む参加者同士がイベントを通じて気軽に交流し、顔見知りになることにより、今後の地域での自然な助け合いにつながることを期待して福祉ふれあいフェスティバルを開催する。

2 飲食販売・物販販売等出展に係る遵守事項及びその他の事項

① 出展内容（飲食物、商品の販売）

事業所等で制作した商品や自主製作品等の販売、来場者に喜んでいただける飲食物や商品の提供を目的としたもの。

② 販売及び販売商品

- ・社会通念上並びに法律に違反する物品の販売は禁止します。
- ・販売指定区域外での販売は禁止します。（当日は保健所、消防署等の巡回がある場合がございます。）

③ 出展の形態

- ・出展の形態は「テント」及び「車出展（キッチンカー、移動販売車）」となります。

④ テントの設営及び車の乗り入れと撤去・退去について

- ・出展スペース（車両以外）は幅 1.8m×奥行 1.8m（3 間×2 間）になります。
- ・テント、テーブル、イス、ガス、発電機等を使用する際は、出展者において準備してください。
- ・テーブル、イスについては、本会で貸出すことも可能です（無料・数に限りあり）。
- ・発電機が無い方でコンセントが必要な方は事務局へご相談下さい。
- ・火気を使用する出展者は消火器を準備して下さい。
- ・テントの組み立て、備品の搬入及び車の乗り入れは福祉ふれあいフェスティバル当日午前 8 時 30 分より、各テント設営場所、車両の指定場所で行ってください。
- ・出展場所は、こちらからの指定とし、事前にお知らせします。
- ・テントの撤去については、福祉ふれあいフェスティバル当日午後 3 時以降に行うこととし、あわせて会場全体の清掃を行ってください。

⑤ 食品取扱者について

- ・関係法令等を遵守して、食品衛生対策を行ってください。

⑥ 火災予防について

- ・火気を使用する団体については、防火対策として必ず消火器をご準備ください。

3 活動紹介等出展に係る遵守事項及びその他の事項

① 出展内容

- ・屋内において事業所等で制作した商品や自主製作品等の展示，事業所や団体活動等の紹介のパネル展示及び実演，来場者に喜んでいただける体験の提供等。
- ・体験・展示等に必要な材料は各団体にて準備してください。
- ・テーブル，イスを使用する場合は，各室内のものを使用してください。
- ・パネルボードは必要数を準備します。
- ・場所については，こちらからの指定とし、事前にお知らせします。

4 共通事項

① 出展時間について

- ・当日は，午前9時30分から午後3時まで出展・出展してください。
- ・早く終了した場合でも，まつりの雰囲気を崩さないために，午後3時までは片づけはしないでください。

② ゴミの管理について

- ・自店の出展場所とその周辺は必ず清掃し，テント等から出たごみは，必ず出展団体がお持ち帰りください。

③ 駐車場所について

- ・荷物の搬入を終えた後は，指示された駐車場に車を移動して下さい。

④ 準備・後片付けについて

- ・前日準備 10月18日（土）午後1時～5時30分（以降応相談）
- ・当日準備 10月19日（日）午前8時30分～
- ・当日後片付け 10月19日（日）午後3時～4時

5 出展・出展料について

- ・出展・出展料は無料とします。

6 申し込み方法

団体名、申込みフォームまたは FAX を社会福祉協議会へご提出ください（FAX，メール可）。

7 その他

- ・打合せ会議後、詳細を，後日お知らせします。
- ・天候などの理由で開催内容が変更または一部中止になったことにより派生的，付随的に生じた損害においては，本会では一切責任を負いません。

事務局 みなかみ町社会福祉協議会 電話 0278-62-0081